

広島県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和四年四月二十一日までの間、縦覧に供する。

令和四年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

瀬野呉線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
呉市枋原町字西谷下八五一番五地先から 呉市枋原町字西谷下八五〇番一地主まで			九・〇〇〇 一三・七〇〇	二六・二〇〇	
		〇	一三・七〇〇 二二・七〇〇	二六・二〇〇	拡幅